

令和8年 No.53

○東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和6年度以降の教職就業を対象とした、教員になった者に対する奨学金の返還免除制度の導入及び改廃手続の整理並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年6月10日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

令和8年6月11日

国立大学法人東京学芸大学長

佐々木 幸寿

令和8年規程第18号

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程（平成16年規程第58号）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程の一部改正について

改正理由：令和6年度以降の教職就業を対象とした，教員になった者に対する奨学金の返還免除制度の導入及び改廃手続の整理並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (推薦対象者) 第8条 返還免除候補者として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に推薦することができる者は，次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる者とする。 (1) 大学院（本学の教育学研究科及び連合学校教育学研究科をいう。以下同じ。）において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生で，当該年度中に貸与期間が終了する者のうち，在学中に特に優れた業績を挙げた者（以下「免除候補者」という。） <u>(2) 前号に掲げる免除候補者のうち，教育学研究科の教職大学院を修了し，修了した年度の翌年度の4月1日において正規教員（任期の定めのない常勤の教員をいう。）として在職（採用見込みを含む。）する者</u> <u>(3) 次年度に大学院教育学研究科に入学予定で，日本学生支援機構の定める対象要件を満たし，第一種奨学金の貸与を受けることとなった学生（申込予定の学生を含む。）又は当該年度に大学院連合学校教育学研究科に入学し，第一種奨学金の貸与を受けることとなった学生のうち，貸与期間終了までの間に特に優れた業績を上げることが見込まれる者（第一種奨学金「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」の貸与を受けることとなった学生を除く。以下「内定候補者」という。）</u> 〔省略〕 (推薦) 第11条 学長は，前条の選考に基づき返還免除候補者に順位を付し，機構が定める申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し，推薦するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず，第8条第2号に該当する者の推薦については，同条第1号に規定する免除候補者の順位とは別に，機構の定めるところにより行うものとする。</u> 〔省略〕	〔省略〕 (推薦対象者) 第8条 返還免除候補者として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に推薦することができる者は，次の各号に掲げる者とする。 (1) 大学院（本学の教育学研究科及び連合学校教育学研究科をいう。以下同じ。）において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生で，当該年度中に貸与期間が終了する者のうち，在学中に特に優れた業績を挙げた者（以下「免除候補者」という。） <u>(2) 次年度に大学院教育学研究科に入学予定で，日本学生支援機構の定める対象要件を満たし，第一種奨学金の貸与を受けることとなった学生（申込予定の学生を含む。）又は当該年度に大学院連合学校教育学研究科に入学し，第一種奨学金の貸与を受けることとなった学生のうち，貸与期間終了までの間に特に優れた業績を上げることが見込まれる者（第一種奨学金「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」の貸与を受けることとなった学生を除く。以下「内定候補者」という。）</u> 〔省略〕 (推薦) 第11条 学長は，前条の選考に基づき返還免除候補者に順位を付し，機構が定める申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し，推薦するものとする。 〔省略〕

第13条 〔省略〕 (<u>規程の改廃</u>) <u>第14条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (雑則) <u>第15条</u> この規程に定めるもののほか、返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年6月11日から施行し、令和7年3月1日から適用する。</u>	第13条 〔省略〕 (雑則) <u>第14条</u> この規程に定めるもののほか、返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。
--	---